

## 資料紹介

# 韓国側文書に見る日韓国交正常化交渉(その2) 請求権問題(下)

編集・訳／李 洋秀

### 〔解説〕

前回は請求権問題にからんで、一九五三年に会談を決裂に追い込んだ「久保田発言」を中心に掲載した。久保田発言は結局、一九五七年一二月三一日、藤山愛一郎外相と金裕沢駐日大使との会談で撤回された。しかし在日朝鮮人の北朝鮮への帰還事業が始まると韓国側はこれに抗議して「抑留日本人漁夫は返さない」と通告し、日韓会談は中断と再開をくり返す。

請求権問題解決のための具体的な金額の提示は、高崎宗司『検証日韓会談』、太田修『日韓交渉』には、「一九五八年一二月一日から一七日の『一般請求権小委員会』で韓国側は三億ドル以上、日本側は四〇〇〇万ドル以上と推算したと『林炳稷回顧録』に記載されている」とあるが、今回の文書には含まれていない。

一九六〇年四月一九日韓国では李承晩政権が民衆蜂起で打倒されるが、軍事クーデターで政権を握った朴正熙国家再建議長は直々に日本を訪問し、日韓会談妥結に乗り出す。

植民地支配の賠償責任である請求権をなるべく安く切りたい日本側は五〇〇〇万ドルの線を提示するが、韓国側ははつたりも含めてだが八億ドルという数字を出す。この途方もないギャップが如何に埋められて妥結に至つたのか、この文書を追って行けば手に取るように分かるだろう。

また今回も簿冊のタイトルにあたる「機能名称」名称ごとに解題を付してから、抜粋部

分を紹介する。訳者の解説、註はゴシック体で、原文は明朝体で表した。( )内の表記も原文は明朝体、訳者註はゴシック体。また側線は原文のままである。

### 〔資料〕

朴正熙國家再建最高會議議長日本訪問、一九六一、一一、一一～一二（登録番号 七八六）二三〇～三二頁

### 朴議長と池田首相の会談

場所 池田日本首相官邸

日時 一二月二二日午前一〇時～一二時

出席者 韓国側：朴（正熙）議長、柳（陽洙）

外務国防委員長、崔（徳新）外務部長

官、裴（義煥）首席代表、元（忠測）公

報室長、鄭（一永）代表、崔（英沢）參

事官、嚴（永達）アジア州課長

日本側：池田首相、小坂外相、

杉首席代表、伊闌アジア局長、前田

北東アジア課長

### （備考）

公式会談……二〇分間韓日会談の経過及び經濟一般に関する意見交換

非公式会談……日本外相小坂氏の提議により一時間二〇分間、朴議長及び池田首相の単独会談があつた。

会談内容……会談結果に関する新聞発表においては、通訳としてわが側は崔英沢参事官、日本側は前田北東アジア課長が出席したとしたが、事実は通訳が出席しなかつた。

公式会談……(省略)

非公式会談

一、(池田)・韓日会談の実務的討議が、現在まで何等の進展がないので、今日のこの会談では、この問題に関する結論を下す段階ではない。

二、(合意)・だから会談を急速に進展させ、早急に実務的討議を終わらせるのが良い。

三、(朴議長)・自分も細かいことは良く知らないが、郵便貯金、年金、徴用者補償金など、韓国としては相当法的根拠のある請求を出しているのに、日本側が五〇〇〇万ドルを出すと言うのでは、それは話にならない。

(池田)・そんな事実は自分としては良く知らない。誰がそう言ったのか。

(朴議長)・小坂外相が言つたそうだ。

(池田)・小坂がそんなことを言つたって?しかし、あまりその言葉に同心を持つ必要はない。

四、(池田)・適当な時期に(今年の内)、岸信介か石井光次郎を韓国に招請して、政治会談をソウルで開催するのが良いだろう。(わが側了承)

注: 実務的討議での意見の差異を基にして、同政治会談で政治的な折衝として解決してみようというものの、(朴議長)・この会談は無意味なものではない。これで韓日会談が円滑に進行できる契機になれる。

池田首相が韓日問題解決に相当な熱意があることを確認した。

第六次韓日会談 第一次政治会談 東京、一九六二、三、一二一七 全一巻V・II 崔徳新—小坂外相会談(登録番号七三三)

四六頁

政治的交渉において、

財産請求権問題に関してわが側が取る方案

一、日本側の態度 アホイ(省略)

二、経済開発五ヵ年計画中、外資需要に関する検討(省略)

三、わが側が取るべき交渉方案 アホウ(省略)

崔徳新外務部長官から朴議長宛の報告  
一六五頁

三月一四日一五時二〇分から一六時二〇分まで約一時間の間、外務省職員クラブである霞友会館で、両側が今後の会談手続きについて会談したが、その結果を次のように報告する。

一、出席者 韓国側: 裴義煥大使、文哲淳政務局長、崔英沢参事官

日本側: 杉首席代表、伊関アジ

ア局長

二、合意された会談手続き

(ア) 日時及び場所: 三月一五日一〇時

外相接見室

(イ) 進行方式: 崔長官は裴大使を、小坂外相は杉首席代表を帯同して、会議を進行。  
(ウ) 取扱い内容: 請求権の金額を提示しない率直な意見交換。

三、その他論議内容:

伊関は次のように言った。

(ア) 今度の会談時に請求権の金額を提示する。しかし韓国側でも同時に提示しなければ、日本側も提示しない。

(イ) 非公式な話だが、請求権金額は法的根拠なくとも二億六〇〇〇万ドル以上は絶対に弁済及び無償援助によるもので、清算勘定上の日本側債権四六〇〇万ドルは日本側が放棄するという了解を得るよう、最大限の努力を尽くすようとする。

がある範囲で最大限に提示するが、それ以外は経済協力の名目で考慮するとして、無償援助というと日本国民は請求権のように解釈してしまい困難なので、長期低利子借款で協力してあげる考えだ。

(ウ)長期低利子借款の条件は概ね年四分で、二〇年の期間と考へる。

#### 四、参考事項

(ア)わが側は主に日本側の言動だけ観察して、請求権と借款は完全に別個の問題だと強調した。(後略)

#### 一六七頁

##### 崔外務部長官から朴議長宛の報告

現情勢下で日本側が提示するだろう予想される金額はごく小額のようなので、本人が持つて来た金額をそのまま提示するということは、今後の政治会談で交渉上ごく不利な結果を招来することが心配されるので、今度の会談では本人が持つて来た金額から七までの線で、日本側の態度によつて提示するのが良いと思われるので、ここに請訓しますから三月十五日一七時までに指示していただくよう願います。

#### 一九七頁

##### 崔德新外務部長官から朴議長宛の報告

今日三月一七日午前一時一〇分から午後一時まで、日本外務省外相接見室で韓日外相会談第四次会議を開催し、すぐに続いて閉会

のための形式を備える会合を持つたが、その内容を次のように報告します。

一、出席者 韓国側：崔外務部長官、裴駐日大使、文政務局長、嚴アジア州

日本側：小坂外相、杉首席代表、伊闊アジア局長、前田北東アジ

ア課長 課長 金鐘泌中央情報部長は米国訪問の中の一九六二年一月二〇日から二二日、朴議長の特使の資格で日本を電撃訪問、池田首相及び大平外相と会談。朴議長は訪米中の金部長に訓令を下達。

#### 二、討議内容

(ア)文化財問題(省略)

(イ)船舶問題(省略)

(ウ)漁業及び平和ライン(省略)

(エ)一般請求権問題に関して

金鐘泌特使日本訪問、一九六二、一〇～一一  
(登録番号 七九六)  
一九六二年一〇月一七日  
受信 中央情報部

##### 三一頁

金鐘泌特使日本訪問、一九六二、一〇～一一  
(登録番号 七九六)  
一九六二年一〇月一七日  
受信 中央情報部  
題目 対日折衝に関する訓令(前略)

##### 一、国交正常化に関して

両国間の将来の繁栄、極東における平和と安定の維持、自由陣営の一員としての反共結束の強化など、大局的な見地から韓日国交を早急に正常化する必要性と、諸懸案問題の解決で韓日間の過去を清算し、新しい平等な友好関係を樹立する必要性を強調する。

#### 二、請求権問題に関して

ア、支払い名目ににおいて、過去二度にわたるのは避けようという提案を提議したので、わが側はやむを得ずこれに応じた。こうして両側首席代表と文政務局長及び伊闊アジア局

長は別室に行つて、相互数字を提示した。

日本側が提示した数字は請求権七千万、借款は二億(借款はわが側が数字の提示を要求しなかつたが日本側が提示した)である。(後略)

革命政府としても到底受け入れることができないものだ。次に請求権解決を促進するためには、借款の条件が特別に有利なものならば（無利子または最低の利子）、われわれは再び譲歩して、このような借款を請求権解決に含ませる用意があるが、このような場合においては借款の金額と純弁済+無償条件支払い金額の割合において、後者が前者より金額が多くなければならない。

イ、支払い名目に関しては、わが国民として請求権に対する弁済ないし、補償として支払われたものという点を、納得させられる表現にすること。

ウ、以上の線で妥結する原則に了解が立てば、これを公式化する手続きは、現在進行中である予備交渉及び、その後に続く政治会談で取られるようにして、政治会談の日本側代表としては池田首相、または彼が指名する高位の政治家でも構わないと暗示すること。

（後略）  
大統領権限代行　国家再建最高會議議長  
陸軍大将　朴正熙

五八頁

各懸案問題解決に対するわれわれの立場  
一、対日請求権問題  
一、名目  
われわれの請求権は法的根拠に基づくものなので、条理と平衡の原則に従つて純弁済と

しての支払いを主張して来たが、日本側が国会と国民に対する説明に難点があり、純弁済という名目だけでは韓国側の要求金額を満足させるのが難しいという立場を言つて来たので、そのような事情を考慮して請求権問題解決という大枠の中で、純弁済と無償条件支払いを合せた総額支払いを受け取ることに譲歩したものである。

## 二、金額

（A）われわれの最終譲歩妥結金額を三・五億ドルと定め、これをケネディ大統領に朴大統領の親書を通じて通報したことがある。

（B）前記最終金額まで到達するために交渉の技術便宜上、左のような金額調整基準を設定し、駐日大使から対日折衝においてこれに従うように指示している。（八月二八日）

（C）前記の方法によって、金額が四億対三

億の線に到達したら、この線を政治会談に移し、最終妥結線で合意されるようにしようとある。  
（D）借款問題に関しては、請求権として最大金額を確保するために、交渉技術上の理由から討議を保留するが、請求権額において日本側が二・五億円の線まで接近し、借款問題の論議に入ることが必要と判断したら、政府の再指示を受けて交渉に入るように方針を定めてある。

## 第一次金部長・大平外相会談に関する報告 九一頁

一九六二、一〇、二一

中央情報部長　金鐘泌  
議長閣下

第一次金部長・大平外相会談に関する報告  
九一頁

予定より一時間遅く羽田空港に到着した時、私は数百人の侨胞たちから熱烈な歓迎と激励を受けました。予想と違い朝総連系の反対デモは、厳しい日本の警察の警戒のためなのか影すらも現れませんでした。（中略）大平外相との前後約二時間半（一〇月二〇日一六・〇五～一八・三五）にわたつた単独会談で、次のような意見交換がありました。この会談ではまず大平外相が韓日会談に関する日本側の立場を説明しましたが（中略）「請求権問題であまりに縛られているようだが、日本側の考え方としては懸案の問題、即ち請求権問題、在日侨胞の法的地位問題、平和ライン及び漁業

問題、基本条約問題、独島問題など五個の問題を一括解決しなくてはならない」など、基本的に態度を明かしながら、「現在の自分の立場は官房長官でいた時より却つて池田首相と面接する機会がなく、主に電話で業務の打ち合わせをしている」と言いました。しかし外見上から、もしくは一般的な観測からは、自分自身が「池田首相とすべての政策や考えにおいて完全に同一視されているが、韓日問題に関する限り若干の意見の差異がある」と言い、「特に請求権においては金額の差が顕著だ」と言いながら、「表面上その理由は、まだ池田首相が確実に決心できないでいるせいだ」と言いました。

続けて大平外相は、「しかし自分は今度の機会が絶好の機会だという考え方の下に、少し無理があつたとしても妥結点に引つ張つて行く」と、彼の決意(?)を表明しながら、次のように懸案の問題に対する説明を継続しました。

請求権問題  
大平外相は「前回の訪米時にラスク国務長官と会った時、ラスク長官から韓日会談をなるべく早い時期に成就させるよう促され、請求権金額に対しても日本側の考え方を問われたのに対して二億五〇〇万ドルを暗示したが、それでは韓国が応じないだろうという話だった。しかし自分は言葉を濁して、確定的な言質を与えたかった」と言いました。またこの

前帰国したバーガー大使が、帰国途上及び帰日途上で伊闊アジア局長に会い、「三億ドル程度なら韓国側も応じるのではないか」という話があつたと明かし、「自分としてもそんな線ならば努力してみるだけの条件ではないかと考えたことがあります」と言い、この話を池田首相にすると、「二・五以上は考慮できないと答えた」と言いました。しかし池田首相から受けた自分の印象は、「二・五億でも難しいだろう」という口ぶりで付け加えるのです。

ここまで話を私が受けた印象は、池田首相や大平外相が(一)ライシャワー駐日大使と接触が多いということ、(二)駐米日本大使の活動が多いということ、バーガー大使が二回も伊闊アジア局長と金額までも論議したという点、(三)ケネディ大統領に送った議長の親書の内容を時々引用していたということ、また新聞というのが意外によく探りあてると言っていたこと、(四)お互いに腹の内を知っている問題だが、さらけ出して話そうと言うのから見て、確実に彼はわれわれの最終案を知っていると判断されること。

しかし、このような説明を聞いて、私と一問一答した内容を列挙すると次のようなものですね。

「第一、三億ドルの線は到底、韓国側としては応じられない金額だ。また年間フィリピンが二五〇〇万ドルだからといって、それに従う必要があるのか。フィリピンの場合と韓国のは場合は、根本的にその性質が異なる。

また一二年という期間はあまりに長い。われわれはその半分以下の期間でなされることを希望する。貴国の場合においても予算割り当てにおいて、他の地方と異なつて北海道には予算を重点的に配当しているではないか。だから韓国の場合と、その他の国家との条件を同じにする必要はないと思う。われわれは六億ドルの線を堅持しなければならない。わ

話してくれるのか?

大平：大体で三億ドルを考慮している。  
金二三億ドルを考慮しているなら、期間はどうの程度と見るのか。

大平：二五〇〇万ドル程で、一二年の期間を考慮している。

金：二五〇〇万ドルを一二年という基準はどのように計算したものなのか?

大平：日本は太平洋戦争時、日本が被害を受けた自分の印象は、「二・五億でも難しいだろう」という口ぶりで付け加えるのです。都合七六〇〇万ドルを、毎年賠償として支払つて来た。その中で最も多額を支払う国がフィリピンだが、これが二五〇〇万ドルだ。

このような問答が進行したので、私は反対意見を表し始めました。

「第一、三億ドルの線は到底、韓国側としては応じられない金額だ。また年間フィリピンが二五〇〇万ドルだからといって、それに従う必要があるのか。フィリピンの場合と韓国のは場合は、根本的にその性質が異なる。

また一二年という期間はあまりに長い。われわれはその半分以下の期間でなされることを希望する。貴国の場合においても予算割り当てにおいて、他の地方と異なつて北海道には予算を重点的に配当しているではないか。だから韓国の場合と、その他の国家との条件を同じにする必要はないと思う。われわれは六億ドルの線を堅持しなければならない。わ

が国民は自由党の時、民主党の時、革命政府に至る間、交渉金額が減少し続いているのに

対し、大きな不満を表している。事実、六億の線まで下降させるにおいても、革命政府としては難しい決断を下したのだ。

これに対して大平外相は「事実上、日本も公的に出した一億五〇〇〇万ドルから三億ドルという線まで引き上げるにおいて無数の難しさがあるのに、六億は到底ありえない話だ。しかも三億ドルというその線自体もまだ、池田首相とは合意を見られない数字であり、この線まで引き上げるのにも自分としてはあらゆる手段、方法を尽くさなければ難しいと考えているのだ。それで対国会、対国民に、合理的に納得できる色々な方案を検討しているところだ。例えば朝鮮銀行から毎年特別勘定で日本銀行が借り入れていた金額、現在の時価で約六億円、米ドル約二〇〇〇万ドルのようなものを受け加えるとか、または第二次大戦後西欧の色々な国がそれぞれの植民地を独立させる時供与した独立祝賀金、または援助金などの先例を引用して受け加えて解明する方式など、色々な角度から理由を作つて加えて見よう今までしているのだ。それで請求権という語彙自体も、多くの日本国民はまだ、何故そういうものを韓国にあげなければならぬのか」と意地を張る人が多いので、無償供与だと、若しくは独立祝賀金だという語彙を引き出して発説するに至つたことを理解して欲しい。したがつて六億など到底

駄目な話だ。」（後略）

## 一二〇頁

### 襄駐日大使が崔外務部長官に送った報告

金鐘泌部長 池田首相会談 会議録

日時 一九六二年一〇月二二日一六時～一七時三〇分 場所 首相官邸

出席者 韓国側：金鐘泌部長、襄義煥大使、崔英沢参事官

日本側：池田首相、黒金官房長官、後宮審議官

### 討議内容

#### （前略）請求権問題

池田首相はまず、戦後に日本政府がフィリピン、パキスタン、ビルマ、インドネシア、ベトナムなどに支払った賠償に関して、「受入

#### （中略）

#### 会談妥結、調印及び批准時期

池田首相は年内に会談の実質的妥結を希望する」とし、双方秘密を維持しながら、来年初めの国会で予算案を通過させた後の四月頃に調印して、六月または七月に国会で批准を受けることを希望した：（中略）政治会談は年内に大体結論を見るようにし、調印前である明年三月以前の適当な時期を考慮しようとした。

#### その他の問題

一、金部長と池田（首相との）会談は、本来から大平外相との会談結果を確認し、また池田首相の構想と態度を打診する所にあつた。從つて結果は、大平外相との会談の範囲の内で、

ア、池田首相の意見としては、「政府対政府の借款として、政府を代表する金融機関を通じて、特別に良い条件で、必要な金額を提供できるだろう」と言つた。

本的な態度を知らせようとする所にあつた。

二、池田首相は請求権問題において具体的な話題を避けようとし、韓国側が受け入れられない日本側の要求を説明はしたが、「大平外相は二〇ないし三〇年も前から池田首相と一緒に住むように連れて働いて來たし、現在もしよつちゅう接触があり、苦労して勉強したので堅実だから、金部長との（会談）報告を受けた時、私は大平外相を全面的に信任するので、大平外相を信じて会談を上手くやつて欲しい」と言うのを見る時、「大平の構想を了承する」という暗示を与えていた。

池田首相は、民政が移譲するといつても現在の韓国を再建するならば、朴議長が政権を握り続けなければならないと言いながら、そうしてくれるのを願い、そこでなければ逆に日本が韓日会談に信頼性と積極性が出るようになると言つた。また巷間では自分が、韓日会談において肝つ玉が弱い慎重論者だと言つたが、日本は事情が複雑なので、ある人は積極的な、ある人は消極的な態度を見せるのが戦略上大事だとし、事実は今度の機会に必ず解決しようと決心したので、朴議長に伝え欲しかった。

一四二頁

#### 裏 駐日大使が崔外務部長官に送つた文書

（一九六二、一一、四）

第二次金部長・大平外相会談に関する報告及び建議

金鐘泌中央情報部長は訪米旅行を終え、帰

国する途中一月一〇日日本に立ち寄り、一月一二日午後三時から日本の大平外相と第二次会談を開催し、主に請求権問題に関して論議する予定だが、同会談に関する政府訓令作成のために、次のように報告及び建議します。

#### 一、第二次金・大平会談の持つ意義

去る一〇月二〇日には第一次金・大平会談は相互の立場に対する双方の理解を深めるのに至大な役割をしたが各懸案、特に最も重要な請求権問題に関する具体的な合意はなく、金部長が帰國途中再び日本に立ち寄る時に第二次会談を開催することが約束されました。

日本側交渉当事者のひとりである後宮アジア局長は、第二次金・大平会談は第一次会談の成果に基づき、両側がもう少し具体的な論議（請求権の金額、名目などに関して）をしなければならないと言つたことがあり、このために大平外相は池田首相が一月四日ヨーロッパ旅行に発つ前に、人の眼につかないように相談して、請求権の金額、借款の金額などに関する態度を定める意向を持つてゐると言つたことがあります。

このような日本側の態度に照らして見た時、第二次金・大平会談はとても重要な意味を持つものと言わざるを得ませんが、特に予備折衝が一三回にもわたる会議を繰り返しながらも、請求権の金額問題に関して進展が見られ

ず、また現状態下では将来においても進展があるだろうと期待できないので、第二次金・大平会談の重要性は倍加するものと見なければならず、進んでは韓日会談の早期妥結の余否が同会談にかかっていると見なければならぬでしよう。

#### 二、請求権問題に関する現在のわが側最低線

六二年一〇月一六日付外政務第二五四号（金部長に対する最高会議議長の訓令）によれば、総額は六億と規定されていて、一方六二年一〇月二七日付外政務三六〇号（駐日大使に対する外務部長官の訓令）によると純弁済及び無償援助支払い額が三・五億になつてるので、現在のわが側最低線は下のように推理されます。

#### 三・五（純弁済及び無償援助）十二・五（借款）＝六（合計）

#### 三、情勢の判断

大平外相は第一次金・大平会談の時、三億を考慮していると言つた時に、日本が当面した難点を縷々と説明したとして、また外務省後宮アジア局長の言葉によると、大平外相は借款を含む場合には無償の金額が減るが、それでも良いのかと言つたそうです。一方池田首相は金・池田会談で現在の日本側の公式数字である一・五億が絶対的ではないが、いま日本が支払える最高限度だと言うと同時に、借款を力説しました。

このような池田首相及び大平外相の言葉は、日本が請求権問題解決のために考へている金

額を想像させますが、これとは別途に今まで日本政府の当局者、当地の米国大使館などとの接触を通して得た情報を見ても、日本側がわが側の最終線に接近する可能性はごく少ないと判断され、したがつてわが側が現在の最終線三・五億を最後まで堅持する場合には、妥結の可能な線はごく希薄だと思われます。

#### 四、結論

金部長は今回の訪米時に米国高位当局者と会談しましたが、その中でも最も韓日問題が多く実質的に論議されたと思われる金・ラスク会談、金・ヘリマン会談の結果は、現在まで米国が取つて来た立場から見て推測できましすが、政府はこのような会談を終えて帰る金部長に、第二次金・大平会談で上に記した事情を考慮して、請求権問題に関して具体的な、そして幅の広い交渉をさせることができ、さもなくばわが国の民政移管スケジュールなどによる早期妥結の必要性にも係わらず、重大な機会の喪失にならないか心配されるものです。

#### 五、建議

金部長に下の線に沿つて、第二次金・大平会談で交渉できる権限を付与する。

(一) 金額  
三ないし三・五(純弁済及び無償援助)十二ないし二・五(借款)〃五ないし六(総額)

(二) 純弁済及び無償の支払い期限  
五年ないし一二年

#### (三) オープン・アカウント

(イ) 純弁済及び無償金額から相殺、又は

(ロ) 純弁済及び無償金額が決定した後、日本がオープン・アカウントを放棄

#### (四) 借款

(ア) 無利子又は年三、五%以下

(イ) 五年以上の据え置き期間

(ウ) 二〇年以上の償還期間

(エ) 五年ないし一二年の借款受け入れ期間(純弁済及び無償支払のそれと同じ)

(五) 名目・請求権問題の解決を規定する条項を、次のような線と趣旨で適宜表現することで解決する。

(ア) 韓日間の請求権問題を解決し、韓日間の経済協力を増進するために、韓日両国政府は次のような措置を取ることに同意する。  
(純弁済及び無償総額を三億と仮定する)  
一、日本政府は韓国政府に対して三億ドルを支払う。

二、日本政府の対韓国清算勘定請求権\$四五、七二九、三九八・〇八は、上一項の日本の支払金で相殺される。

又は、

一、日本政府は韓国政府に対して\$二五四、二七〇、六〇一・九二を支払う。

二、日本政府は対韓清算勘定請求権\$四五、七二九、三九八・〇八を放棄する。

三ないし三・五(純弁済及び無償援助)十二ないし二・五(借款)〃五ないし六(総額)

するところにより〇〇〇ドルの借款を提供する。

#### (イ) 韓国政府は以上の措置で、韓日両国間の請求権問題が解決したものとみなす。

終

#### 一六二頁

#### 第二次金部長・大平外相会談録

一九六二年一月一二日一五・〇〇から一八・三〇まで日本外務省大臣室で開催された第一次金鐘泌中央情報部長と大平外相との会談内容に関して、金鐘泌部長が会談後説明されたことを下のように報告すると同時に、まず必要な事項を建議します。

一、会談時間は元来一五時から一八時まで三時間が予定されていたが、三〇分超過して三時間半かかり、その内約二時間半が請求権問題で消費された。

二、大平外相は各問題討議において、別添のようなメモを基準にして説明した。

三、懸案問題別の討議内容は次の通り  
請求権問題  
(ア) 金額及び条件(支払い期限など)  
本問題に関しては両国最高首脳に報告建議して、決定を見るまでは極秘に伏すことにして、会談主席代表にも知らせないこととした。したがつて金部長が直接最高会議議長に報告するものである。

(イ) 名目問題  
大平外相は別添文書第二頁に書かれたように、国交正常化を祝賀し、友好親

~~Top Secret~~

~~Top Secret~~

1. 無償 ~~I TOP SECRET~~

Korea 1951/8 3.5億(70%支給) 単

Japan 1951/8 2.5億(10%支給)

之ヲ兩者合計(10.0億) ~~I TOP SECRET~~

10年計画、但、高麗人民軍(6-10%)  
之ヲ可能) 両者合計=建設支出

2. 有償 ~~(後述、詳細移動力基金)~~

Korea 1951/8 2.5億

(単、之ヲ合計7.5億里200-300)

Japan 1951/8 1億

(計子合3.5億、5年計画、20%)

之ヲ兩者合計(10年計画、6-10%)

計子合3.5億、但、高麗人民軍(6-10%)

5年計画、20年計画最高額=

建設支出

2137

112

~~Top Secret~~

~~I TOP SECRET~~

3. 銀行入銀行、方 = ~~I TOP SECRET~~

Korea 1951/9 1億 支援 ~~I TOP SECRET~~

Japan 1951/9 1億 支援 ~~I TOP SECRET~~

之ヲ兩者合計(國支正率七成)

2138

~~Top Secret~~

~~I TOP SECRET~~

113

善を祈願して、韓国の民生安定と経済発展に寄与するためには名目を使うことを主張した。

これに対して金部長は反対を提起した後、代案として韓日間の請求権問題を解決し、韓日間の経済協力を促進させるために、日本政府は韓国政府に〇〇ドルを支払い、また〇〇〇ドルの借款を提供するという方法で解決すると同時に、これで両国間の請求権問題が解決したこととみなされたが、大平外相は研究してみるべき案と言いながら、専門家に研究させると言った。

二、有償を（海外経済協力基金）  
Korea側は一・五億ドル

（利子は三分以下、七年据え置き10～110年）

Japan側は一億ドル

（利子は三・五分、五年据え置き、10年）

これを両者で二億ドル、一〇年期間。利子は三・五分、但し繰り上げ条件（六～一〇年）、据え置き七年、二〇年で両最高首脳に建議する。

三、輸出入銀行の方について、  
Korea側は別個に取り扱うことと希望  
Japan側は一億ドル以上

プロジェクトにより伸長できる。

これを両者で合意し、国交正常化以前と言えども直ちに協力するよう、建議することとを両者首脳に建議する。

一九六二、一一、二四～一、三〇の間に両側の意見を交換する

李東元外務部長官は六五年三月二二日から一七日まで日本を訪問、請求権問題解決に関する李一椎名長官間で合意に到達するなど、長々一三年八カ月間の韓日会談を妥結した。

（登録番号 一四八六）

この大平メモは日本語文なので訳す必要はないのだが、後の頁に実物を掲載し、ここに片仮名混じりの文を、読み易いように平仮名書にした。

Top Secret 六一、一一、一

一、無償を

Korea側は三・五億（O・A含む）

Japan側は二・五億（O・A含む）

これを両者で三億ドル（O・A含む）を一〇年期間、但し繰り上げ条件で（六～一〇年までは可能）両首脳に建議する。

二、有償を（海外経済協力基金）

（利子は三分以下、七年据え置き10～110年）

（利子は三・五分、五年据え置き、10年）

これを両者で二億ドル、一〇年期間。利子は三・五分、但し繰り上げ条件（六～一〇年）、据え置き七年、二〇年で両最高首脳に建議する。

三、有償（輸出入銀行）一億ドル以上、プロジェクトに沿って仲長可能、国交正常化以前でも促進。

四、以上一、二及び三の内容で解決することと、両側首脳に建議し、その結果を大平外相が金部長に一月末以前に回報する。

注：以上の内容は両側の首席代表にも知られないと合意したものなので極秘に伏し、WD一一二〇三号の指示による交渉時の参考に終えるようにすること。

李外務部長官は六五年三月二二日から一七日まで日本を訪問、請求権問題解決に関する李一椎名長官間で合意に到達するなど、長々一三年八カ月間の韓日会談を妥結した。

（登録番号 一四八六）

外務部長官が駐米大使に送った電報  
（一九六一、一一、一）

一月一二日金情報部長及び大平日本外相の

会談時の、韓日会談請求権問題解決目標に関する合意内容

一、無償三億ドル（精算勘定債務含む）、一〇年支払（但し、六年ないし一〇年に短縮可能）

二、有償（海外経済協力基金）二億ドル、年利三・五%，一〇年支払（但し、六年ないし一〇年に短縮可能）、七年据え置き、二〇年償還

（登録番号 一四八六）

外務部長官が國務総理に送った電報（一九六

五、三、一七）

昨二六日午後一〇時から翌二七日五時三〇分まで続いた韓日外相間非公式会談で、日本

側が提示した「韓日間の請求権問題解決に関する李、椎名長官間で意見の合致を見た内容（案）」を次のように報告する。

### 一、無償経済協力

#### （二）金額総額三億ドル

（三）期間一〇年均等、但し財政事情によつては双方の合意によつて短縮実施できる。

### 二、有償経済協力

#### （二）金額総額二億ドル

#### （二）期間一〇年

### （三）条件

#### イ、金利三・五%

ロ、償還期間七年、据え置き期間を含む二〇年

### 三、通常の民間借款

（一）性格 民間契約に基づき、日本国との関係法令によつて供与される。

同借款は国交正常化の前後を問わず、供与されるものとする。

（二）金額 通常の民間借款の性格上、借款総額の最下限及び最上限を規定しないのが原則だが、日本国としては結果的に三億ドル以上に達することに異議がない。同借款は漁業協力のための民間借款の合意額九〇〇〇万ドルを含み、また韓国の経済開発五カ年計画にそつて韓国側が提示するプロジェクトを考慮して入れたものである。

### 四、貿易上の対韓国債券（四五七三万ドル）

（二）償還期間一〇年間均等分割、金利な

（二）償還方法・現金決済を原則とするが、韓国側の外換事情又は内資事情から、希望する場合には毎年度韓国の要請により、当該年度においての日本からの無償供与額の減額によつて支払われたものとみなす。

### 五、請求権の解決

本了解成立時において、韓日両国及び両国民の財産及び請求権問題は、上項平和条約第四条に規定されたものを含み、完全又は最終的に解決したものとする。但し、韓日両国及び両国民の財産権と両国及び両国民間に存する債権、債務関係で、終戦後通常の取引き、契約などから発生した関係に基づくものは影響を受けない。

六、韓日文化協力の一環として、国有文化財約款を引き渡すこととする。

### 韓日協定締結、署名及び調印式（一九六五年六月二二日）

#### 解決。

#### 一九六五年六月二二日 韓日諸条約協定関係文書署名及び調印式

#### 一九六五年一二月一三日 佐藤首相訪韓

#### 日本側は韓日批准書交換の日付を一二月一八日にすることを提議。

#### （イー・ヤンス／韓国語通訳・翻訳家、日韓会談文書・全面公開を求める会会員）

佐藤首相は「日本国内で共産主義者の活動が許容されていることが、韓国と異なる日本の特殊性だ」としながら、「在日僑胞は韓国系と北韓（北朝鮮）系が雑居していて、北韓系僑胞に対する問題もある」と語った。文化財に関する佐藤首相は、「民間でも返還運動が推進している」としながら、「私有文化財に対しても何らかの展望が立つだろう」と話した。

船舶問題に関して佐藤首相は、他の諸懸案と共に早急に妥結しなければならないと思つてゐる所とし、特に法的地位及び請求権に関する必要があるという意を表明した。

### 一七三頁 李外務部長官の佐藤總理礼訪時、面談内容

一九六五、三、二四、一一・四〇～一二・三〇 総理官邸

（前略）李長官は「未だ両国間に問題が少し残っているが、今回の日本訪問の機会にこれら諸問題に関する妥結を見たい」と前提し、

「僑胞の法的地位に関して永住権の付与範囲を子々孫々にまで及ぶようにしなければならない」とことと、請求権に関する金・大平メモに連れて「文化財及び船舶返還問題を別途に妥結しなければならない」という、わが側の立場を説明した。